## 施設使用料

### 大ホール等使用料

(単位 円)

時間		午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
		午前9	午後1	午後6	午前9	午後1	午前9	
種別			時から	時から	時から	時から	時から	時から
			正午ま	午後5	午後 10	午後5	午後 10	午後 10
			で	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで
	入場料	平日	10,450	13,860	17,380	23,100	30,030	39,270
大ホ	を徴収 しない場 合	土、日祝日	11,550	15,070	20,790	25,410	34,650	43,890
-	入場料	平日	17,380	26,620	34,650	42,790	60,060	75,130
ル	を徴収 する場 合	土、日祝日	19,690	31,240	40,480	49,720	71,610	87,780
リハ	ーサル室		1,210	1,650	1,760	2,750	3,300	4,510
ホワイエ(ホワイエのみ 使用する場合)			1,210	1,650	1,760	2,750	3,300	4,510
楽屋			1,210(1室につき)					
浴室(シャワー)			580					

#### 備考

- 1 入場料又はこれに類するものを徴収せずに商業的宣伝、慰安等に使用する場合は、入場料を徴収したものとみなす。
- 2 舞台練習等(大ホールを使用して催物等を行う場合に限る。)のため、舞台面のみを使用する場合の使用料は、大ホール使用料(入場料を徴収しない場合)のそれぞれの額に 100 分の 30 を乗じた額とする。
- 3 許可を受けて使用時間を延長しようとするときは、1時間以内に限るものとし、その使用料は、次に掲げるものとする。ただし、30 分未満の使用時間の延長については、使用料は、徴収しないものとする。
- (1) 正午から午後1時までの場合 午前9時から正午までの使用料の額に100分の20を乗じた額
- (2) 午後5時から午後6時までの場合 午後1時から午後5時までの使用料の額に100分の20を乗じた額

# (3) 午後 10 時から午後 11 時までの場合 午後6時から午後 10 時までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じた額

# 冷暖房使用料

(単位 円)

使用区分		使用料	
大ホール	基本額	3,520	
<b>スパール</b>	加算額(1時間につき)	3,190	
リハーサル室	1時間につき	460	
楽屋	II .	460	
ホワイエ	II .	580	

備考 最初の1時間を除き、1時間に満たない時間は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は1時間 とみなす。

## 附属設備使用料

(単位 円)

設備等の名称		単位	使用料	備考
舞台器具	音響反射板	1式	3,520	
	所作台	1式	2,310	
	所作台花道用	1式	580	
	平台	1枚	120	
	開き足	1式	120	
	指揮台	1台	350	
	譜面台	1台	50	
	スクリーン	1張	1,210	
	ピアノ(グランド)	1台	6,930	
	ピアノ(スタンド)	1台	2,310	
	リノリュウム	1式	1,210	
	金屏風	半双	580	
	ドライアイスマシン	1台	580	
照明器具	ホリゾントライトC	1回路	690	
	ホリゾントライトL	1回路	580	
	ボーダーライト	1列	920	

	44 7 6° 3 .2 3 .= 71	4 Til	1.010
	サスペンションライト	1列	1,210
	サイドスポットライト	1kW	1,210
	シーリングスポットライト	1kW	1,210
	センターピンスポットライト	1kW	810
	フットライト	1列	580
	花道フットライト	1列	230
	音響反射板ライト	1列	1,760
	ステージスポットライト	1kW	580
	効果器	1台	810
	持込器具	1kW(個)	220
音響器具	音楽プレーヤー	1台	690
	ワイヤレスマイク	1本	810
	ダイナミックマイク	1本	350
	コンデンサーマイク	1本	580
	エレベーターマイク	1本	580
	モニターテレビ	1台	580
	エコーマシン	1本	580
	拡声装置	1式	1,760
	持込器具	1式	1,210

備考 単位当たりの使用料は、当日1回限りの金額とする。